

令和4年度に実施した個別指導に おいて保険薬局に改善を求めた主な 指摘事項

四 国 厚 生 支 局

令 和 5 年 8 月

目次

I 調剤全般に関する事項

- 1 処方内容に関する薬学的確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

II 調剤技術料に関する事項

- 1 調剤料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

III 薬学管理料に関する事項

- 1 重複投薬・相互作用等防止加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 特定薬剤管理指導加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

IV その他

- 1 保険請求に当たっての請求内容の確認・・・・・・・・・・2

I 調剤全般に関する事項

1 処方内容に関する薬学的確認

(1) 処方内容について確認を適切に行っていない(処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。)次の例が認められたので改めること。

- ① 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの
 - ア ラステットSカプセル 25 mg 1カプセル 1日1回朝食後
 - イ リバステチグミンテープ 13.5 mg 「久光」 28枚 1日1枚
 - ウ エクセグラン錠 100mg 0.5錠 1日1回朝食後
- ② 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの
 - ア ニコランジル錠 5mg 「トーワ」 2錠 1日2回朝夕食後
 - イ フスタゾール糖衣錠 10mg 2錠 1日2回朝夕食後
 - ウ ワソラン錠 40mg 1日2回朝食後

II 調剤技術料に関する事項

1 調剤料

(1) 調剤料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 屯服薬を内服薬として算定している。

III 薬学管理料に関する事項

1 重複投薬・相互作用等防止加算

(1) 重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤服用歴等に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の記載がない。
 - ア 残薬について
- ② 「残薬調整に係るものの場合」の加算を算定しているが、残薬について、処方医に対して連絡・確認を行っていない。

2 特定薬剤管理指導加算

(1) 特定薬剤管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤服用歴の記録に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない。
- ② 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容を薬剤服用歴の記録に記載していない。

Ⅳ その他

1 保険請求に当たっての請求内容の確認

(1) 保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めていないので改めること。

- ① 請求内容について、保険薬剤師による処方箋、調剤録、薬剤服用歴の記録又は調剤報酬明細書の確認が行われていない。